

【 検 査 】

396 一般検査（心臓カテーテル検査前）の算定について

《令和6年12月27日》

《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

- ① 心臓カテーテル検査前の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) D005「5」末梢血液一般検査
 - (2) D208 心電図検査「1」四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導
- ② 心臓カテーテル検査前の一般検査として次の検査の算定は、原則として認められない。
 - (1) D006「4」フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量
 - (2) D007「35」血液ガス分析

○ 取扱いを作成した根拠等

心臓カテーテル検査は、血管損傷による出血・血栓症、不整脈等のリスクを伴う場合があり、実施に当たっては事前に患者の全身状態をチェックの上、実施の可否を判断する必要がある。

末梢血液一般検査は、全身状態の一次的チェックに有用な検査であり、また、心電図検査は不整脈等の診断に必須の検査である。

一方、②の検査は、心臓カテーテル検査の目的及び手技内容から、その実施の可否の判断に用いる検査としての医学的必要性は低いと考えられる。

以上のことから、心臓カテーテル検査前の一般検査として①の検査の算定は認められ、関連する傷病名のない場合の②の検査の算定は認められないと判断した。